

平成28年度 政策評価書（事前の事業評価）

担当部局等名：防衛装備庁プロジェクト管理部統合装備計画官
 評価実施時期：平成28年7月～平成28年8月

1 事業名
 新艦対空誘導弾

2 政策体系上の位置付け
 研究開発の推進

3 事業の概要等

(1) 事業の概要

防衛省の施策である島しょ部に対する攻撃への対応等において、近年の我が国周辺国における航空機からの対艦ミサイルの増強傾向を考慮すると、敵航空機からの攻撃に対し、現有の艦対空誘導弾では十分な艦船の防護ができなくなる可能性があるため、より遠方から敵航空機等に対処できる能力を持つ長射程の艦対空誘導弾を開発することにより、護衛艦の防空能力を強化し、海上優勢の獲得・維持を図るもの。

なお、このような長射程の艦対空誘導弾については、過去に類似の研究を実施していない。

(2) 所要経費

約90億円（平成29年度概算要求額。後年度負担額を含む。試作総経費約224億円。）

(3) 事業実施の時期

平成29年度から平成34年度まで試作を実施し、平成29年度から平成35年度まで試験を実施する予定である。

年度	29	30	31	32	33	34	35
実施内容			試作				
	←			試験		→	
	←						→

開発実施線表

4 評価のねらい

研究開発事業のうち、平成29年度から新規に実施する開発について事前評価を実施したもの。本開発の必要性、効率性及び有効性の観点から評価を行った。

5 政策評価の結果

(1) 必要性

ア 防衛省が当該事業を実施する理由

敵航空機からの攻撃に対する護衛艦の残存性を向上するため、航空機等に対処することができる長射程の艦対空誘導弾を開発するものであり、その用途が防衛用に限られることから、防衛省が実施する必要がある。

イ 当該年度から実施する必要性

近年の我が国周辺国における航空機からの対艦ミサイルの増強傾向を考慮すると、現有の艦対空誘導弾では十分な艦船の防護ができなくなる可能性があることから、航空機からの攻撃に対する護衛艦の残存性の向上を図り、必要とされる機能、性能を満足する誘導弾を速やかに取得しなければならず、試験の所要期間及び開発完了希望時期を考慮すると、平成29年度から開発に着手する必要がある。

ウ 既存の組織、装備等によらない理由

現有装備品では要求性能を満足することはできず、敵航空機からの攻撃に対する護衛艦の残存性を向上するためには、本開発を実施する必要がある。

エ 代替手段との比較検討状況

諸外国の類似装備品において、本事業における誘導弾の搭載を想定する既存の護衛艦の艦上システムとの適合性を踏まえると、要求性能を満足する装備品は存在せず、本試作品のほか、要求性能を満足し、かつ、所望の時期に運用開始が可能な類似装備品を得ていないため、本開発が最良の手段である。

また、防衛生産・技術基盤戦略（平成26年6月）においては、誘導武器における取得の今後の方向性として、対象脅威の能力向上に迅速に対応し、技術的優位性を確保するため、一定の誘導武器について今後も国内開発を継続できる基盤を維持・強化していくとされている。既存装備品はライセンス国産により取得しているが、本開発を実施することにより、優れた防衛装備品の効果的・効率的な創製、ひいては防衛生産・技術基盤の強化につながる。

(2) 効率性

本事業は、構成品、各器材等の試作及び評価に必要なシステム設計等を実施し、誘導弾構成品、試験器材等を試作することとしており、その実施に当たっては、これまでに国内開発している異なる運用要求を満足する類似誘導弾（中SAM（改））等の試作成果及び技術的知見を最大限活用することを念頭に、構成品の共通化を図ることによって、設計の省力化、試験項目数の減少及び製作の必要な試作品数の低減をさせつつ、艦上発射化及び中間誘導等の技術的課題を解明することを計画しており、技術面及び経費面において効率化が図られている。

また、本事業により得られる技術的知見は、今後、異なる用途の誘導弾が必要になったときにも国内開発の選択肢を広げることにつながるものであり、技術戦略上においても有益である。

(3) 有効性

ア 得ようとする効果

以下の技術課題に関し、技術的知見を得る。

(ア) 艦上発射化技術

ブースタが付加された陸上発射型の誘導弾を艦上発射化するものであり、発射時の艦動揺による初期誤差への影響を極限させる技術を確立する。

(イ) 中間誘導技術

射程の延伸された飛しょう体を遠距離において誘導するものであり、艦艇搭載機器と適合する中間誘導のためのデータリンク要素技術を確立する。

本事業を実施することにより、敵航空機からの攻撃に対する護衛艦の防空能力の強化を図ることができる。

イ 効果の把握の仕方

試作品の設計製造及び試験を実施し、具体的な機能・性能の確認及び技術の検証を行う。

なお、試作品の設計製造においては、契約相手方に対し、適宜、技術審査を実施して、設計の技術的妥当性について確認を行いながら事業を行う。

また、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成24年内閣総理大臣決定）にのっとり、事業の事前及び中間時点等に複数回の研究開発評価を実施して、適切な事業実施に努める計画である。

6 事後検証を行う時期

防衛省において取り組んでいる目標管理型政策評価において、施策レベルの政策評価で検証する予定である。

7 総合的評価

研究開発事業のうち、平成29年度から新規に実施する事業である「新艦対空誘導弾」について、本研究の必要性、効率性及び有効性の観点から事前評価を行った。

我が国周辺国の航空機からの対艦ミサイルの増強傾向を考慮すると防衛省が開発を実施する必要性は理解できるとともに、開発内容については、これまでに国内開発している異なる運用要求を満足する類似誘導弾等の試作成果及び技術的知見を最大限活用することを念頭に、技術的課題を解明することにより、開発リスクの抑制とコスト低減を図った計画となっていることから、効率的であると評価できる。また、本開発の実施により現有装備品に比べて射程が延伸されることによって、敵航空機からの攻撃に対する護衛艦の防空能力の強化を図ることが可能であること及び適切な時期に技術の検証や研究開発評価を実施することか

ら、求める効果及び実施体制の有効性は認められる。
以上のことから、本事業に着手することは妥当であると判断する。

8 有識者意見

- ・ 国民一般に公表するという前提であるので、わかり易い表現に努めて欲しい。
- ・ 現状を明確に示すことで、新技術の必要性や有効性が明確になるのではないか。
- ・ 代替手段、経費の妥当性について、もう少し具体的な記載があると良い。

9 政策等への反映の方向性

総合的評価を踏まえ、平成29年度概算要求を実施する。

10 その他の参考情報

運用構想図（別紙）